

第1節 | 医療安全対策

(1) めざす姿

- 医療安全の確保に向け、医療事故および院内感染の未然防止や、医療に関する情報提供、相談体制の充実が図られ、県民が安心・納得して質の高い医療を受けています。

(2) 現状

① 医療の質と安全の確保

- 急速に少子高齢化が進む中、限りある医療資源を効率的かつ効果的に活用していく必要がある一方、医療の質の確保の観点から、医療安全対策の重要性が高まっています。このような中、「医療法」が一部改正され、平成 19（2007）年 4 月から、病院・診療所・助産所に対し、医療安全の体制確保、院内感染制御体制の整備、医薬品・医療機器の安全使用および管理体制の整備が義務づけられています。また、「医療法施行規則」が一部改正され、令和 2（2020）年 4 月から診療用放射線の安全利用および管理体制の確保が義務づけられています。
- 医療安全管理体制については、全ての病院、診療所および助産所に対して、安全管理指針の整備、安全管理委員会の開催（診療所および助産所については、有床診療所および妊産婦等を入所させるための施設を有する助産所に限る。）、安全管理のための職員研修の実施、事故報告等や医療安全の確保を目的とした改善策を講ずることが義務づけられています。特定機能病院および臨床研修病院においては、さらに医療安全管理者、医療安全管理部門、相談窓口の設置が義務づけられています。
- 院内感染対策については、平成 28（2016）年 2 月に発足した「三重県感染症対策支援ネットワーク（Mie IC Net）」において、院内感染のアウトブレイク（集団発生）時の改善支援や感染対策および薬剤耐性対策等に関する相談支援、医療従事者等を対象とした研修会の開催に加え、県内の感染症関連の動向を把握するための微生物・抗菌薬のサーベイランス（調査、監視）や微生物の特殊検査が実施可能な医療機関の紹介等の取組を実施しています。

図表 6-1-1 三重県感染症対策支援ネットワーク(Mie IC Net)の体制(令和5年7月現在)



② 医療事故の防止

- 平成 16 (2004) 年 9 月に「医療法施行規則」が一部改正され、特定機能病院や独立行政法人国立病院機構が設立する病院等は、医療事故が発生した場合には厚生労働大臣の登録を受けた第三者機関である公益財団法人日本医療機能評価機構へ報告することが義務づけられました。その他の病院についても任意で報告を行うことが可能で、収集された事例は同機構により分析され、「医療安全情報」として医療機関等に毎月発信されています。
- 平成 26 (2014) 年 6 月の「医療法」の一部改正では、医療事故が発生した際に、その原因を究明し、再発防止に役立てることを目的とした「医療事故調査制度」が定められ、平成 27 (2015) 年 10 月から施行されています。医療事故が発生した医療機関は、遺族への説明や医療事故調査・支援センターへの報告を行うなどの対応が義務づけられています¹。また、医療機関の管理者は医療事故調査制度に係る研修を受講し、制度に関する理解を深めることが求められています。
- 平成 28 年 6 月から、特定機能病院については病院同士の相互評価を実施することが義務づけられるとともに、平成 30 年 4 月に医療安全対策地域連携加算が新設され、特定機能病院以外の医療機関においても外部評価を受けることが有効とされています。令和 5 (2023) 年

¹ 医療事故調査制度での「医療事故」とは、医療法第 6 条の 10 第 1 項に規定する「病院、診療所又は助産所に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該病院等の管理者が死亡又は死産を予期しなかったもの」とされています。

9月時点で県内の100床以上の病院（61施設）で、診療報酬の医療安全対策地域連携加算を届け出ている医療機関は38施設となっています。

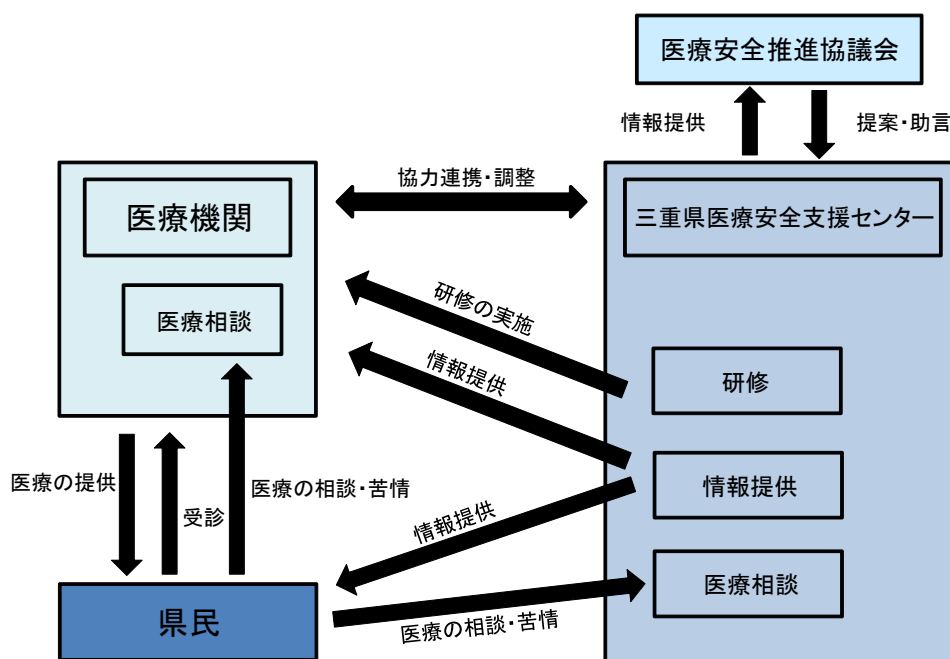
③ 医療に関する相談体制の充実

- 県では、「三重県医療安全支援センター」を開設し、患者およびその家族等の医療に関する相談や苦情に応じるとともに、医療機関への情報提供や関係者間の連絡調整、医療従事者を対象とした研修会の開催等の取組を実施しています。センターの活動方針について、「三重県医療安全推進協議会」で検討を行い、県民の医療に対する信頼を高めるとともに、医療機関等における患者サービスの向上を図っています。
- 三重県医療安全支援センターの医療相談窓口には、専門の相談員（看護師）を配置しており、国（医療安全支援センター総合支援事業）が実施する研修会に参加し、相談対応の質の向上を図っています。健康や病気に関すること、診療に関するトラブル等、さまざまな相談や苦情が寄せられていますが、その件数は増加傾向にあります。

【三重県医療安全支援センターの概要】

所在地：〒514-8570 津市広明町13番地
 三重県庁4階（医療保健部医療政策課内）
 電話番号：059-224-3111 E-mailアドレス：iryos@pref.mie.lg.jp
 相談方法：面談・電話による 月曜～金曜 9:00～16:00
 （ただし、祝日および年末年始の休日は除きます。）
 相談内容：医療や健康、病気等についての相談

図表 6-1-2 医療相談支援に関する連携体制



図表 6-1-3 相談・苦情件数の推移

(単位：件)

年 度	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
相 談	445	525	514	675	490	361	389	426	408
苦 情	374	346	298	541	611	544	619	479	567
その他※	0	10	9	0	2	7	5	2	0
合 計	819	881	821	1,216	1,103	912	1,013	907	975

※その他には、医療安全に関する要望や提言等が含まれています。

資料：三重県医療安全支援センター集計

- 令和 5 (2023) 年 9 月時点で県内の 100 床以上の病院 (61 施設) で、診療報酬の医療安全対策加算を届け出ている医療機関 (医療安全相談窓口の設置など) は 47 施設となっています。

(3) 課題

① 医療の質と安全の確保

- 全ての医療機関が、患者に安全な医療を提供することの重要性を認識し、医療安全対策に自主的に取り組んでいくとともに、常に見直しを行っていくことが必要です。
- 全ての医療機関において医療安全体制、院内感染対策体制が確立されるよう、各医療機関への立入検査を実施する保健所の検査担当職員の専門性を確保し、医療安全体制等の確認や取組への適切な助言を行うことが必要です。
- 医療機関等における院内感染対策が適切に実施されるよう、感染対策相談体制を充実させるとともに、アウトブレイク時における専門的な支援の仕組みを継続していく必要があります。

② 医療事故の防止

- 医療事故の防止に向け、医療安全管理体制を充実させるためには、医薬品・医療機器等の安全管理を含め、医師だけではなく、さまざまな職種からなる医療従事者による組織的な取組が必要です。
- 医療事故調査制度における医療事故調査・支援センターへの報告が適切に実施されるよう、医療機関に対して制度の周知徹底を行うとともに、個々の医療機関が医療事故の判断や調査手法等に関する相談対応や助言を受けられるよう、専門的な支援の仕組みを継続していく必要があります。また、医療事故調査制度に関する理解が深められるよう、医療機関の管理者に対し、同制度に関する研修の受講を推進する必要があります。
- 医療機関が他の病院や第三者機関との相互評価を活用し、医療安全管理体制の質をより高められるよう、働きかけていく必要があります。

③ 医療に関する相談体制の充実

- 三重県医療安全支援センターの役割を県民に一層周知していくとともに、相談員など対応職員の資質向上に努め、相談機能の充実を図っていく必要があります。
- 医療機関における医療安全や患者相談機能を支援するため、必要な研修や情報提供を充実するとともに、施設内への患者相談窓口の設置等を働きかけていく必要があります。

(4) 取組内容

① 医療の質と安全の確保および医療事故の防止

- 三重県医療安全推進協議会での医療安全の推進方策に係る検討をふまえ、医療の質の向上と安全の確保に向けた取組を展開します。(医療機関、関係機関、県)
- 医療機関全体で、医療事故や院内感染の未然防止、発生時の適切な対応を行う組織的な体制を整備します。また、ヒヤリ・ハット*や医療事故等の事例に係る原因の分析を行った上で、明確な責任体制のもとでの再発防止策を実行します。(医療機関、県)
- 医薬品が関係する医療事故も多いため、医療施設内の調剤部門や地域における薬局においても、服薬指導や薬剤管理等、医薬品使用の安全性を確保する管理体制を整備します。(医療機関、薬局、関係機関、県)
- 医療機関において、医療機器が適切に管理・使用されるよう管理体制を整備します。(医療機関、県)
- 「医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)に基づく医療機関への立入検査において、医療安全体制等の確認を行うとともに、安全管理意識の普及啓発を実施します。(医療機関、保健所設置市、県)
- 医療機関等は、予防対策や初期対応などの院内感染対策を適切に実施するとともに、必要に応じて、三重県感染症対策支援ネットワーク (Mie IC Net) 等による感染対策および薬剤耐性対策等に関する相談やアウトブレイク時の助言等の専門的な支援を活用します。(医療機関、三重県感染症対策支援ネットワーク (Mie IC Net)、県)
- 医療機関は、研修等を受講し医療事故調査制度に対する理解を深めるとともに、同制度に関する情報提供や医療事故調査等支援団体による助言等の支援を受けて、同制度に基づく報告や対応を適切に行います。(医療機関、医療事故調査等支援団体、県)
- 医療機関は、医療安全に関する外部からの客観的評価を活用し、更なる医療安全の向上を図ります。(医療機関、関係機関)

② 三重県医療安全支援センターの機能の充実

- 患者と医療従事者の相互信頼と協力関係のもとで医療が実施されるよう、必要な知識と情報の提供等の取組を推進します。(医療機関、市町、県)
- 国(医療安全支援センター総合支援事業)が実施する研修会へ参加し、相談対応の質の向上を図り、患者等からの相談や苦情に迅速かつ適切に対応するとともに、医療安全推進協議会において相談事例の分析や情報共有を行い、窓口対応への活用や医療機関等への情報提供につなげます。(三重県医療安全支援センター、県)
- 医療安全推進協議会での検討結果をふまえ、医療従事者や医療機関の管理者に対し医療安

全に係るスキルの向上を図ることを目的とした研修会を実施します。(三重県医療安全支援センター、県)

- 医療機関において患者相談窓口等を設置するなど、患者等との信頼関係を構築するための体制づくりが進められるよう働きかけます。(医療機関、三重県医療安全支援センター、県)